

留守家庭児童会保護者負担金免除申請について

下記経済的な理由により負担金の納付が困難な場合、申請書等を提出し認定されると保護者負担金の免除を受けることができます。

【経済的な理由等】

- A：生活保護を受けている世帯
- B：就学援助費を受けている世帯
- C：特別支援教育就学奨励費を受けている世帯
- D：その他の理由で納付が困難な世帯

➡ **申請により免除**

※就学援助費・特別支援教育就学奨励費とは、経済的な理由により就学が難しい児童生徒の保護者に対して支給される費用のことです。申請先は学校です。

【申請に必要なもの】

保護者負担金免除申請書＋

A：被保護証明書の原本または保護決定通知のコピー B：就学援助費認定通知書のコピー C：特別支援教育就学奨励費認定通知書のコピー D：納付が困難なことを証明するもの	}	＋印鑑
--	---	-----

※ただし、A、B、Cについては、関係課と連携することに同意する場合は提出不要です。

【注意事項】

1. 免除は原則、申請した月から対象となります。ただし、負担金の免除が認められた場合は、各証明書等の認定された月から免除します。（申請書が必要な場合は、役場 3 階生涯学習課までお越しください。）
2. 負担金の免除申請は毎年必要です。申請書等の提出が無い場合、免除にはなりません。
3. 就学援助費認定・特別支援教育就学奨励費認定（上記 B、C）を理由に免除申請を行う場合は、学校による就学援助費、特別支援教育就学奨励費の審査結果が確定した頃に、免除申請書等の提出についてご案内いたします。
対象となられる方は、免除申請書等をご提出してください。
※上記案内後に入会された場合は、入会決定時にその都度周知します。
4. 免除の申請をした月より、生活保護の開始月、就学援助費認定の開始月などが後になっている場合は、その開始月からの免除となります。

【例】4 月 1 日に免除申請 → 就学援助費認定開始月が 6 月 → 免除は 6 月分から

（裏面へ）

5. 免除決定までは、負担金の納付が必要です。(※免除決定後、免除対象分を返金します。)
6. 申請書等は、役場3階生涯学習課・横浜ふれあいセンター・小屋浦ふれあいセンターまたは各児童会へ提出してください。申請書等は必ず封筒に入れ、封をして提出してください。
7. 長期休業期間限定入会者は決定通知書と併せて申請案内等を送る予定としています。